

答 申 第 38 号

平成27年11月24日

石川県知事 谷 本 正 憲 様

石川県個人情報保護審査会

会長 鴨 野 幸 雄

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務の拡大について（答申）

平成27年11月13日付けで知事から諮問のあった標記の件について、その理由や必要性等について審査した結果、当審査会の意見を別紙のとおり答申します。

1 審査会の結論

諮問のあった事項については、住民基本台帳ネットワークシステムの目的である県民の負担軽減の観点から、妥当な内容と認められる。

事務の 名称	事務の内容	住民基本台帳ネットワーク システムで確認する事項
石川県小児慢性特定疾病医療費支給事務	小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療費支給認定の申請に関する認定申請者の氏名及び住所等の確認	児童等と同一所帯の者の氏名、生年月日、住所、個人番号
	小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療費支給認定の変更に関する変更申請者の氏名及び住所等の確認	児童等と同一所帯の者の氏名、生年月日、住所、個人番号
	小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療費支給認定の取消しに関する児童等の氏名及び住所等の確認	児童等と同一所帯の者の氏名、生年月日、住所、個人番号
	小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療費支給認定の申請内容の変更の届出に関する変更届出者の氏名及び住所等の確認	児童等と同一所帯の者の氏名、生年月日、住所、個人番号
	小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療受給者証の再交付の申請に関する再交付申請者の氏名及び住所等の確認	児童等と同一所帯の者の氏名、生年月日、住所、個人番号

2 審査会の意見

- (1) 住民基本台帳法の規定に基づき、本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、県知事が利用することができる事務を拡大することは、県民の負担軽減の観点から大きな意味がある。
- (2) 今回諮問された事務については、県民の負担軽減を図ることができるものであり、条例により利用を拡大することは、適当であると考えられる。
- (3) 今後、県においては、一層の住民サービス向上や事務の効率化に努めるとともに、本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ制度の適正な管理運用について引き続き積極的に取り組むよう要望する。